

# 明治初年代、浜田県庁の民事裁判について（一）

——（濱田縣）聴訟課『自明治四辛未年 至明治八年

訴訟審判録』（民第壹号）を中心として——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

代表 矢野達雄

加藤高

紺谷浩司

## 目次

- 一 『訴訟審判録』の読下し【一】～【二六】
- 二 表紙写真一葉
- 三 注の部
- 四 担当裁判官の略歴

【二A】

明治四年

一 『訴訟審判録』の読下し

【一】黒松村後地村論地\*

明治四辛未年\*\*九月

\*(注1) 及び(注2)を参照

\*\*西曆一八七一年

四二二(四二二)

黒松村後地村<sup>\*\*\*</sup>論地之儀ニ付

\*\*\*「うしろじ」村

生業禁止候事

裁許状之事

一 両村へ貸渡候上生業入交ニ而者目

一 於波来浜両村生業之儀ニ付先

年来数度出入出来旧幕政府已来

当県ニ至ル迄毎度申達候書類

一 円被取消候事

一 波来浜之儀更ニ奉還被申付候事

〔二B〕

波来浜<sup>\*</sup>已後波積組<sup>\*\*</sup>ニ拾貳ヶ村

江差配被申付候事

\*「なら浜」  
\*\*「はづみ組」

但 浜先海中ニ有之大島平嶋

地平島之義ハ従前之通黒松

村可為差配候事

一 波来浜波積組<sup>と</sup>与改称候事

一 波積組<sup>と</sup>与後地村分界相

立後地村境江齒朶垣取建

〔三A〕

可申事

一 波積組於辻浜生業之儀者黒

松村ヨリ漁獵小鉄稼塩稼後地

村ヨリ塩稼仕来之廉江対シ右

両村へ貸渡可申其余之村方より

〔三B〕

青波川尻潮境より

西平島迄間數貳 後地村江

百貳拾七間通

大嶋通宝田鼻東より

後地村江貸渡地ヲ黒松村

ヲ除ク一円

右之通割付貸渡可申尤隣村

〔四A〕

生業之義ニ付相互ニ穩和熟談

之上或ハ黒松村生業相休ミ候節

者右貸地ニ於て後地村塩稼致

サセ後地村生業相休候節ハ右

貸地ニ於て而黒松村漁獵等致

サセ且鯛寄来候様之節ハ後地

村板令生業中ニテモ相休ミ

大利ヲ相讓候義隣村之因ミ人

〔四B〕

情ノ常ニ候得ハ此処篤ト相心得  
相互ニ睦敷助合候様寸刻も忘  
ルヘカラス候事

一 黒松村漁猟ニ付魚見場ハ高

きニ寄候フ訳ニ付後地村之内ニ而望

ミニ任セ無差支貸渡可申事

一 両村貸地生業先ニ而喧嘩口論等  
者勿論聊ニ而も故障ケ間敷儀申

〔五A〕

出候者其発端之者此浜ニ於

而生業之儀堅ク差止可申事

一 波積組辻浜へ寄来候藻草取

揚候義ハ後地村仕来之義ニ付是

迄之通相任セ可申并 漂流船有之

ル歟又ハ溺死人等非常之品打寄候

節者 黒松村仕来之儀ニ付是

迄之通相任セ可申事

〔五B〕

右者今般渡邊權參事殿出張之

上御趣意之旨ヲ以懇ニ被申諭候処

両村小前一統ニ至ル迄積年来之

訴情ヲ氷解改心シ人道ニ立帰り殊

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について（一）

勝之申出致候ニ付深ク後來ヲ斟  
酌強而旧習ヲ一洗シ諸事改革  
被申付候条

御趣意之旨嚴重相守爾来隣

〔六A〕

村尤親陸シ益生業怠ラス人道取

失フ可カラサル者也

辛未九月 濱田縣

大森

訟獄掛

波積組

三拾貳ヶ村

〔六B〕

年寄

庄屋

頭百姓

百姓代

長サ

小前一統

追而此裁許状三通相渡候条

四一〇（四一〇）

老通者波積組江老通黒松村

江老通者後地村江大切ニ所持

〔七A〕

致シ万一臨時之災變ニ而紛失

等致シ候節者早速其筋江申

出代リ書可申請事

謹自へ取捌相頼依テ繁作  
所持ノ田畑家屋舖紺屋株等  
悉皆親類連署ヲ以捨状\*差  
出シ候処右田畑之内WR屋

\*「捨状」(注3)を参照

〔八B〕

名式斗苗田地八拾兩ニメ其方へ

引受置候方可然旨謹自ヨリ

及示談候ニ付引受可申段

返答致シ候処其後謹自約ヲ違へ

同村NT幸四郎へ金五拾兩ニ

シテ売払候ニ付其前NT屋

名家屋舖畑共質入ヲシテ

金貳拾五兩其方ヨリ繁作

〔九A〕

借受候分返済手当無之

旨繁作連名ヲシテ訴出候

所前金八拾兩ニメ可引受旨

致返答候確証無之并ニ

NT屋名畑質入之義ハ村

役人ノ加印無之ニ付孰レモ

不及裁判候

但 捨状ニ持分田畑山林

〔八A〕

明治六年

〔二〕質入田畑取戻請求

印\*

邑智郡\*日和村農  
NB 新四郎

\*「信」の角朱印と

「積」の丸朱印

\*\*「おおち郡」

其方親類同村KD繁作義  
借財相嵩候ニ付組頭NM

〔九B〕

一切ト有之上ハNT屋名

畑地ノ義モ右捨状ニ籠リ

居候義ト心得ヘシ

右被

仰渡之趣奉畏候此段

御請奉申上候以上

明治六年八月三十一日 NB 新四郎 印\*

\* 拇印

〔一〇A〕

日和村役人 惣代

右田 佃 印\*      \* 〔右田〕の丸朱印

濱田縣

御役所

〔一〇B〕

〔三〕貸米等返還請求

印\* 石見国鹿足郡\*\*      \* 〔不明〕の丸朱印

幸地村\*\*\*      \*\* 〔かのあし郡〕

YM 宝藏      \*\*\* 〔こうじ村〕

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について (一)

山口県所管周防国玖珂郡

大野村NM安右エ門ヨリ其方へ

掛リ出訴之廉々其方先代

庄三郎ヨリ安右エ門父甚兵衛

へ寛政七乙卯年\*銀壹貫三百目

〔一一A〕

貸渡候旨去ル庚午年\*其方

ヨリ突然古証文ヲ出シ返済

方及談判候由ニ候得共右ハ

貸渡以來之事故不分明ニ付

不及裁判慶応元丑年\*田畑

永代売証文質入ニシテ旧藩札

拾八貫目安右エ門ヨリ其方借受

翌寅年\*返済之上其翌卯年\*\*

〔一一B〕

右拾八貫目ノ証文ヲ目的ニシテ

更ニ五貫五百目其方へ貸渡候旨

安右エ門申立候ハ証訟無之ニ付

不及裁判且亦慶応元丑年

証文相改米三拾石其方借受

同二己巳年\*二十ヶ年賦返弁二約

定致候分翌庚午年より壬申年\*迄

\*\*\* 〔積〕〔不明〕の丸朱印

\* 西曆一七九五年

\* 明治三(一八七〇)年か

\* 西曆一八六五年

\* 西曆一八六六年

\*\* 西曆一八六七年

四〇八(四〇八)

\* 明治二(一八六九)年

\* 明治五(一八七二)年

之年賦米四石五斗并六日市村

〔二一A〕

K T 屋善之助へ安右エ門ヨリ  
貸金有之右質地為利足

同人へ可遭加調米\*明治四辛未年\*\*

\* 江戸時代は、小作料

同五壬申年分共五石四斗前段

\*\* 西曆一八七一年

古証文差纏中ニ付濟方差扣

置候様ニ有之由ニ候得共右古証

文之義ハ不及裁判訴ニ付二廉

合米九石九斗之辻速ニ安右エ門へ

〔二一B〕

引渡シ可申候

但 本文三拾石之分当年より

返弁方之義ハ約定通リ

満期迄年々米壹石五斗宛

厳重ニ引渡可申候

印\*

\* 「頼輔」経歴不明の丸朱印

山口県下周防国

玖珂郡大野村

〔二三A〕

印\* NiM 安右エ門

\* 「積」「土駿」の丸朱印

其方義石見国鹿足郡幸地村

Y M 寶藏へ掛リ出訴之廉々  
其方父甚兵衛へ寶藏先代庄三郎

ヨリ寛政七乙卯年\*銀壹貫三百目

貸渡候旨去ル庚午年\*寶藏より

突然古証文ヲ出シ返濟方及

談判候義ハ貸渡以來之事故

〔二三B〕

不分明ニ付不及裁判慶応

元丑年\*田畑永代売証文質入ニメ

旧藩札拾八貫目其方ヨリ寶藏へ

貸渡翌寅年返濟ノ上其翌

卯年右拾八貫目之証書ヲ目的

ニシテ更ニ五貫五百目寶藏へ

貸渡の旨申立候廉モ証故無

之ニ付不及裁判且亦慶応

〔二四A〕

元丑年証文相改米三拾石寶藏

へ貸渡同二己巳年\*二十ヶ年賦

返弁ニ約定致候分翌庚午年\*

ヨリ壬申年\*迄之年賦米四石五斗ハ

前段古証文一条談判中ニ付

村役場へ預ケ置候義ニ有之

\* 西曆一七九五年

\* 明治三 (一八七〇) 年

\* 西曆一八六五年

\* 明治二 (一八六九) 年

\* 明治三 (一八七〇) 年

\* 明治五 (一八七二) 年

并六日市村KT屋善之助へ  
其方ヨリ貸金有之右質地

〔一四B〕

為利足其方へ可遣加調米\*辛 \*「加徴米」江戸時代には小作料

未年\*壬申年分共五石四斗之辻 \*\*明治四(一八七二)年

寶藏押取致候旨申立候分モ

前段古証文差纏中ニ付山代

官場付NaM市郎治ヨリノ差函

ニ依リ濟方差留置候義ニ有之候処

右古証文之義ハ不及裁判義

ニ付ニ廉合米九石九斗ノ辻

〔一五A〕

速ニ引渡候様寶藏へ申渡候間

受取可申候

但 本文三拾石之分当年より

返弁方之義ハ約定通り満

期迄年々米壹石五斗宛

厳重ニ相渡候様寶藏へ相達

置候間此旨モ相心得ベシ

右被

〔一五B〕

仰渡之趣一同奉畏候此段

御請申上候

右

明治六年九月廿七日 NiM 安右エ門 花押

安右エ門附添

NiM 誠一 花押

Y M 寶藏 花押

〔一六A〕

寶藏附添

T M 兵八 花押

濱田縣

御役所

〔一六B〕

(記述ナシ)

〔一七A〕

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について(一)

四〇六(四〇六)

明治七年

印\*

\*「信」の角朱印ほか「積」「山縣」「庸臣」「眞幸」の丸朱印がある

〔四〕木実売買差違

出雲国意宇郡\*第六区

\*「おう郡」

□町商

H M 貞三郎

其方義当県下那賀郡郷田村

T D 益三 Y T 秀三へ係り木実売

買差違之義左之通裁判申渡候

〔一七B〕

一 庚午年神門郡\*松江町 T M 為三郎

ヨリ益三秀三兩人ト議定相定候廉ハ

為三郎ヨリ右兩人へ可相渡手付金

貳百円ノ内五拾円期日迄ニ渡方不

致上ハ証書面約定之通兼而渡置候

百五拾円ハ為三郎ノ損失タルヘキ義

勿論ニ候

一 前件ノ議定ハ為三郎ヨリ取結候義ニ

〔一八A〕

有之候得共右木ノ実ハ其方買入候

筈ニテ既ニ手付金貳百円為三郎へ

相渡置候義ニ而右手付金流金相成

候而ハ難決之旨ヲ以辛未年\*其方

直ニ郷田表へ相越益三秀三両

人へ談判ノ上更ニ木実買入約定

相立定書取替シ候廉ハ同年九月

再ヒ郷田村へ相越シ木ノ実山方

〔一八B〕

直段石三拾貳貫文ニ益三等ト取

〔究置候義ニ付同人共ヨリ定書之通運

送可致筋ト申立候ヘトモ直段取究

ノ約定証書無之上ハ無証拠ノ義ニ付

不及裁判候

印\*

\*「かんど郡」

\*「信」の角朱印と「積」「土駿」

「庸臣」「眞幸」の丸朱印

那賀郡郷田村

T D 益三

〔一九A〕

同村

Y T 秀三

其方共兩人へ係り出雲国意宇

郡第六区□町商 H M 貞三郎ヨリ



木ノ実売買差纏出訴ノ義左之通

貞三郎へ申渡候間此旨可相心得候

出雲国意宇郡第六区□町

商

H M 貞三郎

〔一九B〕

其方義云々 前二有之全文ヲ記載ス

右被 仰渡之趣一同奉畏候此段

御請申上候 以上

明治七年一月廿二日 Y T 秀三

代 S B 藤七 印

T D 益三 印

右代書人

古井 八太郎 印

H M 貞三郎 印

〔二〇A〕

右代書人

高橋 良造 印

濱田縣権令 佐藤信寛殿

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について (一)

〔五〕諸帳簿引渡請求

印\*

\* 「信」の角朱印と「積」「眞幸」  
「不明」三個の丸朱印がある  
\*\* 「にま郡」

邇摩郡\*\* 福光湊

小前 一統

〔二〇B〕

其方共ヨリ同湊U D義七郎父子

へ係り義七郎父貞右エ門役中以來

天保度\*ヨリ弘化度\*\*迄之浦勘定不

正有之旨ニテ右年間之諸帳簿 \* 西曆一八三〇〜一八四四年  
\*\* 西曆一八四四〜一八四八年

受取度旨此春及出訴候ニ付種々

取糺ニ及候得共右等之帳簿ハ義

七郎手元ニ所持不致且貞右エ門

役中以來取扱候算用向之義ハ

〔二一A〕

嘉永二年\*浦方惣代取設候後ハ

右惣代之者引受候義ニ而義七郎ニ

於而決而關係無之旨申立其方

共ニ於テハ右帳簿ハ土中ニ埋藏或ハ

親屬等へ預ケ置候義ニ可有之且

嘉永以前之勘定向ハ惣代へ引

請候訳ニ無之旨申立ルト雖トモ証

\* 西曆一八四九年

四〇四 (四〇四)

跡無之ニ付裁判ニ不及候

（二二B）

印\*

邇摩郡福光湊

UD 義七郎

同人長男

UD 亦三郎

其方共父子へ係り同湊小前一統

ヨリ義七郎父貞右エ門役中以來

取扱候算用向不正有之旨ニテ

（二二A）

右年間之諸帳簿受取度旨出訴

ニ及ヒ候ニ付取糺ニ及候得共右等之

帳簿所持不成就而ハ算用向不

正之有無モ証故無之ニ付裁判ニ

不及旨小前之者へ申渡候間此旨可

相心得候

右被 仰渡候趣一同奉畏候此段

御請申上候以上

（二二B）

明治七年一月十七日 小前惣代

OD 與七郎 拇印

\*「不明」「眞幸」の丸朱印

同 TS 清作 拇印  
同 TM 文七 拇印  
同 UD 亦三郎 花押  
UD 儀七郎  
病氣ニ付代  
KJ 清造 花押

役人

濱田縣権令 佐藤信寛 殿

（二三A）

【二六】丁銀両替差纏出訴

印\*\*

\*「山縣」「庸臣」「士駿」「眞幸」  
の四個の丸朱印

印\*\*

\*\*「信」の角朱印と「積」の  
丸朱印

安濃郡大田南村

MN 金四郎

其方ヨリ同村TH宗四郎同村

KN国三郎大田北村IM勘三郎へ

係り丁銀両替差纏出訴之義

追々及取糺候処出雲国神門  
郡杵築 Y M 屋伊平ヨリ戻シ

〔二二B〕

来候丁銀ハ前段三人ノ者ヨリ  
受取タル丁銀ニ有之哉否哉証  
跡無之ニ付不及裁判候

印\*

\*「庸臣」「眞幸」の丸朱印

安濃郡大田南村

T H 宗四郎

同村

K N 國三郎

〔二四A〕

同郡大田北村

I M 勘三郎

其方共へ係り大田南村 M N  
金四郎ヨリ丁銀両替差纏出訴  
之義左之通金四郎へ申渡候間此  
旨可相心得候

安濃郡大田南村

M N 金四郎

其方ヨリ云々 前ニ記載スル全文ヲ読渡ス

〔二四B〕

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について (一)

右被

仰渡候趣一同奉畏候此段御請

申上候以上

明治七年二月三日

I M 勘三郎 印

K N 国三郎 代言人

梶野 新助 印

T H 宗四郎 印

右三名代書人

江尾 藤助 印

M N 金四郎 印

〔二五A〕

右同人代書人

渡加 孫兵衛 印

濱田縣権令 佐藤信寛殿

〔七〕家屋敷取戻請求

印\*

\*「庸臣」「眞幸」「不明」の

丸朱印

印\*\* 那賀郡濱田□町商

\*\*「積」の丸朱印

四〇二(四〇二)

印\*\*\*

UN 利助

\*\*\*「信」の角朱印

濱田□町MS能壽ヨリ先年其方へ

(二二五B)

貸渡候家屋敷先般濱田□町SSK

吾一郎江壳渡候ニ付可差戻旨能壽より

其方江申付候得共承引不致旨能壽より

其方江係り出訴ノ始末其方ニ於テハ右

家屋敷ハUN藤助ナル者能壽ヨリ

嘗テ借用セシ金七拾五円ノ質物ニ差

入置其後藤助逃亡ニ付其方人家相続

致シ就テハ右七拾五円返弁致シ候得共

(二二六A)

何時モ差戻シ候議定之旨申立ルト雖モ

証跡無之ニ付裁判ニ不及候条家屋敷

畳建具納屋等ニ至ル迄初メ引受之

俣速ニ能壽へ可引渡候

但 其方答書中SSK吾一郎ヨリ可

受取売物代銀札七百目余同人

差押候旨記載有之廉ハ家屋敷

吾一郎買受之後其方引渡渋滞

(二二六B)

致シ候ニ付吾一郎ニ於テ迷惑有之儀ニ付

吾一郎ヨリ其方へ可渡金員有之候ハ、

差押へ置候様能壽ヨリ吾一郎へ

申聞候ニ依り取計候儀ニ有之候間

壬申年十月吾一郎買取候以來之

家賃吾一郎へ承り合払方致之候上

前段七百目余之分其方へ可請取

事

(二二七A)

那賀郡濱田□町商

MS 能壽

其方儀濱田□町UN利助江係り貸

渡家屋敷引渡渋滞出訴之儀左

之通り利助へ申渡候間速ニ可受取候

利助江之申渡書前ニ出スニ付茲ニ

略ス

明治七年三月九日

(二二七B)

【八】活靈退散祈禱の訴え

印\*

\*「不明」の丸朱印

那賀郡□□村

MW 莊九郎

其方義旧神官UZM淡門

TH八雲へ係り訴へ出ル一件両人

之者NT三代次 女喜奴疾病ニ

罹り相煩フヲ其方妻子ノ活

靈憑着スル所ト暗ニ指当テ

(二八A)

退散ノ祈禱ヲ執行ト申訴スルト

雖モ彼レ素ヨリ其名ヲ口外セス

暗ニ指当ルト云フハ其方想像

ニ出ル事ニテ明確ナラサレハ取

揚不及裁判候事

那賀郡□□村

旧神官

UZM 淡門

(二八B)

□村

旧神官

TH 八雲

其方共へ係りMW莊九郎より訴出

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について(一)

ルNT三代次 女喜奴疾病ニ付執行

祈禱ノ見込ハ莊九郎妻子ノ活

靈喜奴ニ憑着スル者ト認タル旨

莊九郎訴出ル処無証拠ニ付取

揚不及裁判旨申渡候ニ付此

(二九A)

旨可相心得候事

明治七年七月廿三日

印\*

\*「信」の角朱印と「積」「土駿」の丸朱印

【九】訴訟入費償却請求

逋摩郡\*大家本郷 農

原告人 FI 大五郎

同郷

被告人 IH 源三郎

同 OZ 喜三太

(二九B)

同 YN 藤三郎

同 WR 淳二郎

\*「にま郡」

四〇〇(四〇〇)

（資） 料

修道法學 三六卷 一号

三九九（三九九）

同 T B 昇六

老小区□□村□□□□□番

同郡新屋村

屋舖農

同 T D 吉五郎

被告人 M T 千代松

同 T D 靖十郎

其方義先年出稼中亡父庄助

其方共訴訟取糺ス所大五郎

持分田畠壹反八畝拾三步五厘

申立ノ通源三郎外六人罪科

故 I M 又左エ門へ弘化二巳年\*より

〔三〇A〕

〔三二A〕

顯然タル上ハ右取糺申之入費

安政六未年\*迄十五箇年季ニ売渡

者御規則之通源三郎外六人

シ右年季中更ニ永代ニ売渡尚

ヨリ大五郎へ償却致スヘシ

同人より諸谷村故 M U 庄三郎へ売渡

右之通り申渡畢 印\*

\*「眞幸」の丸朱印

濱田縣権参事 渡辺 積

居候義ハ万延二酉年\*帰国之上初而

明治七年八月十八日

致承知然処先祖伝来之田地

濱田縣 大属 高島 士駿

ニ付買戻度所存庄三郎へ頼入

濱田縣権少属 山縣 眞幸

中同人病死跡方彦市へ

〔三二B〕

〔三〇B〕

【一〇】田島買戻請求

\*「士駿」の丸朱印

印\*

\*「積」の丸朱印

印\*\* 石見国那賀郡第壹大区第

庄助より又左エ門へ差入ル十五ヶ年季

頼入地代金不決之内同人モ亦病

死故へニ断判中絶之折柄右同人

跡方七三郎より明治元辰年又左衛門

養子又十郎へ売戻候ニ付前議云

々手続ヲ以テ七三郎へ掛合中父

之証文古□\*之内壹ヲ見当

\* 判読困難

右ハ年季明本物請返居候可有之

〔三三A〕

二付又十郎より速ニ田島可受取右落

着迄ハ小作米ハ勿論已扣居旨申

立候得共第壹村方名寄帳又左エ門

名前ニ切替無之第二又左エ門より庄三郎

へ売渡候捨状ニ舅市郎兵衛組頭役

前ヲ以押印致シ有之第三庄助より

庄三郎へ掛リ小作米相払候右三ヶ条

之確証有之且其方手前へ返リ居候証文ハ村役

〔三三B〕

人始消印モ無之等申分難相立

依而原告人又十郎願立兼小作米

代金并巳年十二月より償却

当日過之利足昨年太政

官第九十二号公布\*及司法省

第百七十四号布達\*ニ照シ来ル \* (注5) 及び (注6) を参照

但 訴訟入費之儀ハ御規則

〔三三A〕

通被告人MT千代松より償

却スヘシ

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について (一)

原告人 IM 又十郎

被告人、右之通申渡タル間来ル

十五日限り小作米代金并利子共

受取ルヘシ

原告 大屋 助一

代書人

被告 古井 八太郎

代書人

〔三三B〕

右之通原告被告人へ申渡シタル

間其旨心得可シ

右之通申渡畢

濱田縣権參事 渡邊 積

濱田縣 大属 高嶋 士駿

濱田縣権少属 久保 庸臣

明治七年

九月十日

〔三四A及びB〕

(記述ナシ)

三九八 (三九八)

（三五A）  
明治八年

【一】管区僧及び教導職試補たる地位確認

明治八年

二月廿七日

印\*

NH村真宗MS寺不帰依  
之檀徒總代TH善三郎へ

達之按

NH村真宗MS寺檀越之中

同寺隱居道樹元養子近江

（三五B）

国堅田真宗SP寺住職H

G某弟道船ニ帰依之徒有之同

僧儀先年道樹ヨリ離別ヲ受クル

后モ仍ホ道船ヲ村中ニ留置葬

儀為取行候一件追々吟味之上

昨年八月申道船儀ハ他管ヨリ

寄留之僧且教導職試補ト申

立ルト雖其証書無之上ハ葬儀関

（三六A）

\*「信」の角朱印と「士駿」

「久保」の丸朱印

可届出候事  
（三六B）

但 道船教導職拜命之証書

其筋ヲ經由シテ届出サル内ハ葬

儀相頼候義決テ不相成候事

那賀郡NH村

真宗MS寺住職

KN 大真

右之通申渡タル間此旨心得ヘシ

右之通申渡畢

（三七A）

令佐藤信寛代理

明治八年

二月廿七日

濱田縣大属 高島 士駿



濱田縣少属 久保 庸臣

〔三七B〕

(記述ナシ)

ヲ以テ真正ナル質物ノ証拠ニハ不相立ニ付  
明治五年申<sup>\*</sup>第三百拾七号御布告<sup>\*\*</sup>ニ  
依リ取上不及裁判候事  
明治八年六月十五日

<sup>\*</sup> 西曆一八七二年  
<sup>\*\*</sup> (注7)を参照

濱田縣

乙付録裏書

〔三九A〕

表書ノ銃<sup>\*</sup>百駄<sup>\*\*</sup>ハ故小川久八同苗久四  
郎共慶応三丁卯<sup>\*\*</sup>十二月晦日以前ノ  
借用金返済滞ノ未明治二己巳四月  
ニ至リ新規証文ニ書替ヘ其節返

<sup>\*</sup> 「ずく」、一般に銃鉄  
<sup>\*\*</sup> 一駄は馬一頭に  
負わず荷重、  
三六貫、一三五<sup>\*</sup>

済引当ノ為メ書入タル銃二百真正ノ

<sup>\*\*</sup> 西曆一八六七年

預ケ銃ニ之レナクニ付貸金訴八壬申第

三百十七号御布告ニ依リ不及裁判

上ハ此預リ証書前同様タルヘク候

〔三九B〕

事

明治八年六月十五日

濱田縣

〔二二〕質物出入之訴(裏書証文)

明治八年六月十八日

乙

邇摩郡<sup>\*</sup>小濱村 K M三右衛門ヨリ

<sup>\*</sup> 「にま郡」

同郡温泉津邸<sup>\*</sup> K S徳七 外売

<sup>\*</sup> 「ゆのつ邸」

人江掛ル質物出入之訴証文

裏書左之如シ

慶応三丁卯<sup>\*</sup>十二月晦日以前ニ係ル貸

<sup>\*</sup> 西曆一八六七年

金証文ヲ明治貳年己巳<sup>\*</sup>四月ニ至リ新規

<sup>\*</sup> 西曆一八六九年

〔三八B〕

証文ニ書替ヘ其上質物ハ受人土藏ニ預

リ置トアリテ債主ニ於テ直チニ保管セサル

明治初年代、濱田県庁の民事裁判について(一)

三九六(三九六)

〔四〇A〕  
【一三】家屋敷島明渡拒絕の訴え  
印\*

邇摩郡飯原村

農

原告人 NH 柳吉郎

其方儀被告吉田清一郎持分家  
屋敷田畠トモ借請耕作仕来所  
去ル明治六四年早損違作\*ノトキ清  
一郎ヨリ無体ノ検見ヲ受難洪相

\*「積」の丸朱印

\*(注8)を参照

〔四〇B〕

歎キタル所一切用捨引聞入レサルノミ  
ナラス却而家屋田畠共引揚クヘク  
杯ト無情ノ返答致スニ付親類中  
合力ヲ以テ年貢地利米皆済シ昨  
年モ如旧植付収穫ノ期ニ至リ清  
一郎罷越小作引揚之際申聞田面  
毛上刈取り右高六分ノ一相渡與条々  
不殘引取タル始末非道之筋トハ乍  
〔四一A〕

存無余儀夫形ニ過シ置所其後追々  
家屋敷明渡之縣合ヲ請ケ當時転

居ノ目的不立田畠ニ離レ目前活業  
無之ニ付他ノ田畑小作ニアリツク迄暫ク  
小作掛ケ渡住居トモ可相成様被告  
ヘ理解願度トノ申立ハ偏頗ノ求メニ  
付難採用其故ハ明治六年\*早損  
違作ノ用捨引云々ハ既ニ地主ヘ対談

\*西曆一八七三年

〔四一B〕

熟議ヲ遂ケタル事ニ有之昨七年  
借地引上被告地主ヨリ毛上刈取  
高六分一引渡タル時ニ於テ不服ヲ  
申立テス随テ六分一ノ穀物請取食果  
シタル上ハ是又対談熟議ヨリ出ル濟  
方ト見做シ今日ニ至リ苦情可申  
立条理無之地所家屋ヲ貸ト貸サ  
、ルトハ地主ノ權利ニアル事ニテ其  
〔四一A〕  
權利ヲ借主ニ於テ押屈スヘキ条  
理無之ニ付 旁申分難相立候事\*

\*「久保」の丸朱印あり

明治八年七月三十日

濱田縣參事兼六等判事 渡邊 積

濱田縣少 属 久保 庸臣

濱田縣十五等出仕 石田 速夫

(四二B)

(記述ナシ)

(四三A)

【一四】預ケ地所取戻請求

印\*\*

印\*\*

安濃郡小豆原村\*\*農

原告人

E D さま

同村農

被告人

AG 幸四郎

\*「信」の角朱印と

\*「山縣」の丸朱印

\*\*「積」の丸朱印

\*\*\*「あの郡あずきはら村」

其方共訴訟遂吟味所原告ED

また申立ル趣ハ持分旧高八斗四升

三合ノ耕地世話人叔父亡KK直藏

(四三B)

ヨリ亡AG芳平エ天保八酉年\*作世

話相頼ミ地所預ケ置ク内聞傳へ

居ルニ付右地所取戻度旨申之

被告幸四郎ニ於テハ原告さま申

\* 西曆一八三七年

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について (一)

立ノ地所ハ亡父芳平存生中村辻  
百姓惣代MD屋幸兵衛ヨリ田高  
壹石貳斗壹升三合畑高貳升山林  
二ヶ所居宅壹軒共天保八九二ヶ  
(四四A)

年季\*質地ニ取本物丁錢六拾貫  
文貸渡期限返済不相整条約通

引受タル流地内ニ有之既ニ安政五  
午年\*六月さまヨリ右地所預ケ置ク

内申立ルニ付前件ノ次第ヲ以相論シ

疑惑相暗不法ノ掛合申訳無シ

ト誤リ親類其外連署ノ詫書請

取置旨申之就テハ原告さまニ於テ  
(四四B)

芳平エ預ケ地ノ証跡并貢租諸役目

地利徳授受等双方ノ問ニ於テ互ニ

取行フヘキ条約証書無之死者直藏

ヨリノ聞伝トノ申立ハ裁判上証拠ニ

不相立被告幸四郎ニ於テハ村辻百姓

総代幸兵衛ヨリ流質地証文有之

右証文記載ノ証人等皆死失スレトモ

其名下ノ押印ハ其跡相続ノ者ニ於テ

\* 西曆一八四七・四八年

\* 西曆一八五八年

三九四 (三九四)

〔四五A〕

真正ノ印影ニ疑無之旨ヲ白シ且

安政五年\*六月被告幸四郎エ係リ

前件地所出入争論ノ末同人エ相渡置ク

詫書有之上ハ<sup>※</sup>旁以原告さた申分

難相立候事

但 訴訟入費ハ規則之通原告人

ヨリ償却スヘシ

明治八年八月二十五日 印\*

〔四五B〕

濱田縣參事並六等判事 渡邊 積

濱田縣少属 久保 庸臣

\* 西曆一八五八年

\* 「石田速夫」の角朱印

原告 迹摩郡□□□□

J D 寺住職 H D □□

代言

菅沼 麓

被告 同郡同村

OK 芳太郎

其方共訴訟之趣逐吟味処

〔四六B〕

原告H D 目折ニ於テハ故 T H 圓平へ

流質ニ相成畑地過安政六未年\*十

月圓平甥善太郎同養女津留

共へ頼入元地代価ニテ受返約定

相整右兩人主名証人故OK新右衛門

連名仮証文請取之地価半額

銀壹貫貳拾目相渡殘半額同

十二月皆濟名前切換互二本証文

〔四七A〕

可取換約束ノ処期限ニ至違約

出来連年差纏終ニ先般出訴吟

味ノ上先年条約出来ノ時ハ津留

ハ幼少殊ニ善太郎ハ右始末更ニ

存不申且右一条ニ付安政六未十

\* 西曆一八五九年

〔四六A〕

【一五】流質地売戻

\* 印

\* 「信」の角朱印と「土駿」

「久保」の丸朱印

月津留実父倉助儀新右衛門へ  
掛り旧幕府大森代官所へ出訴  
ノ末済口証文并新右衛門ヨリ倉助

(四七B)

ニ与フル証書中ニ新右衛門引請取  
計且地代価半額請取居ルコト判然  
記載有之ニ付右価額ニ利子相加へ  
被告新右衛門跡方芳太郎ヨリ受  
取ルヘク筋ト申之被告芳太郎

ニ於テハ善太郎津留等ヨリJD寺  
へ地所売返証文ニ新右衛門証人  
ニ相立其半地価則善太郎津留ノ  
(四八A)

内へ請取右金ノ内ヲ以テ菩提寺へ圓  
平忌日読経ノ為メ寄附セシ等ノ確証  
有之上ハ新右衛門一己ノ作為セシ証文  
ニ無之全ク真正ノ連判証文タル上ハ  
敢テ前件金円ニ加息シJD寺へ可  
立戻筋無之ト双方申立ノ趣左  
ノ通裁判申渡ス

被告ニ於テハTH善太郎津留等ヨリ  
(四八B)

\*(注9)を参照

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について(一)

安政六未年\*十月原告目折へ流質地  
売戻証文へ故新右衛門証人ニ  
相立タルコトニテ右地価半額掠取タル  
筋ニ無之トノ申立ハ同年十二月

津留代同人父倉助ヨリ新右衛門  
へ係り旧幕府大森代官所へ出訴  
末同所へ指入ル済口証文第一項ニJ  
D寺流質地受戻ハ新右衛門引請  
(四九A)

取計シコトニ付破談シ同人手元へ内  
実受取手附銀ハJD寺へ返却  
仮証文ハ取返云々記載有之上ハ  
右仮証文ハ新右衛門作為ニ出テ地価  
入銀モ同人手元ニ取込俣終済口  
証文通取行方淹滞中紛失セシ  
段判然タル儀ニ付申分難相立前  
約通手附銀壹貫貳拾目原告

(四九B)  
目折へ可引渡其余右地価半額ハ善  
太郎津留同人ノ内へ領取シ内拾円  
ハ菩提寺へ寄進セシ者ニ有之抔トノ  
申立ハ唯想像ノミノ儀ニ付不致採

\*西曆一八五九年

三九二(三九二)

用候事

原告ニ於テ被告先代新右衛門へ相渡  
置手附銀全額へ利息相加請取  
度トノ申立ハ其源由貸借上ニ

〔五〇A〕

無之ニ付不致採用曾テ新右衛門  
ヨリ請取置証文ハ手附銀ト同時  
ニ引替被告へ可差戻候事

但 訴訟入費ハ規則之通被告

ヨリ償却スヘシ\*

明治八年八月二十三日\*\*

濱田縣參事兼六等判事 渡邊 積

濱田縣大属 高島 士駿

〔五〇B〕

濱田縣權少属 田坂 退藏

〔五一A〕

〔一六〕 貸金返還請求

\* 印

原告 那賀郡太田村 農

OD 善作

被告 同郡淺利村 農

SD 文藏

其方共訴訟之趣遂吟味所原  
告善作ニ於テハAN勝平儀  
TD半四郎方負債金貳拾円

〔五一B〕

ノ質ニ帆六反差入之レアリ航海

差支活路ヲ失ヒ必至難渋相

暮シ就テハ右質帆受返度トノ

頼談ニ与リ懇意ノ間柄前テ傍

觀相成リ難ク早速勝平懇意

被告文藏エ申談質帆ハ原告

善作受返右代金返済固メノ

為メ被告文藏ヨリ金貳拾円預

〔五一A〕

リ証文受取之同人ハ勝平ヨリ

金貳拾円ノ預リ証文受取之

然シテ半四郎ヨリ受戻シタル帆ハ

勝平承諾ノ上同人曾テ二夕川

\* 〔田坂〕の丸朱印

\*\* 〔石田速夫〕の角朱印

\* 〔信〕の角朱印と〔士駿〕

踏鞴<sup>\*</sup>場<sup>\*</sup>金七拾円同所引受

小濱村OS屋利八八払金三拾円

ト合七百円ノ負債エ対シ勝平

手船一式引渡シタレトモ其精勸

〔五二B〕

ニ至リテハ関係之レナクニ付前約

通被告文藏ヨリ償却ヲ受度

ト申之被告文藏ニ於テハ前件

ノ儀ハ勝平原告善作等ノ頼ニ

応シ同人エ預リ金証文差入勝

平ヨリハ預ケ金証文受取リタルコト

相違之ナク右質帆ハ原告善作

受返勝平承諾ノ上ニ夕川踏鞴

〔五二A〕

場負債支消ニ差兩質受代金モ

合セテ皆済ニ相成候ニ付文藏差

入レ証文ハ追テ差返スヘキ旨原

告善作ヨリ勝平エ申聞ケタル由

同人ヨリ承リ覚ヘ居ルニ付原告

善作全ク心得違ニ之アルヘクト

申之右双方申立ル所被告文藏

ニ於テ勝平ニ夕川踏鞴場ノ負債

\* 「たたら」

〔五三B〕

ト質帆受返代金ヲ合セテ皆済

相成趣ニ勝平ヨリ承リ覚ヘ居ルト

申立ルト雖モ其証文原告善作

ノ手ニ在テ被告文藏ノ手ニ取戻

サス別ニ皆済ノ証跡無之然ルヲ

勝平ヨリノ伝聞ヲ固執シ前契約

ヲ破毀スル条理之レナクニ付被告

申分難相立前約通速ニ履行

〔五四A〕

スヘシ

但 訴訟入費ハ規則之通被告

文藏ヨリ償却スヘシ

引合人 那賀郡淺利村

農

AN 勝平

右之通原被告へ申渡タル間此

旨存スヘシ

〔五四B〕

右申渡畢

明治八年九月十二日 印\*

濱田縣參事兼六等判事 渡邊 積

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について (一)

\* 「石田速夫」の角朱印

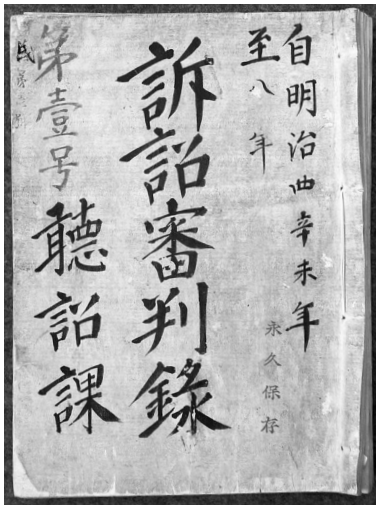
三九〇 (三九〇)

〔資料〕

濱田縣 大 属 高島 士駿  
濱田縣 少 属 久保 庸臣  
濱田縣十五等出仕 石田 逸夫

〔以上本号〕

## 二 表紙写真一葉



修道法学 三六卷 一号 三八九(三八九)

## 三 注 の 部

### 一 凡 例

1 本書は、明治初年代、旧濱田縣（現 島根県）聴訟課の裁判記録（原本）と考えられる。松江地方裁判所所蔵記録の調査中に発見したものである。表紙には、『自明治四年 辛未年 至 八年 訴訟審判録』とあり、題字の左側に、「第壹号 聴訟課」と記されている。「第壹号」は朱書きである。本書は、明治初年代の同県における裁判の状況を知るうえで貴重な史資料のひとつと考えられるので、読下しを付して紹介を試みることにした。本文末尾に表紙の写真を載せた。

なお、本書は、現在、松江地方裁判所の所蔵にかかるものである。

2 本書に使用されている用紙は、和紙の袋として、半葉縦二五・三 cm、横一八・六 cm、厚 $\times$ 二・三 cm である。半葉の黒色の罫線は八行、中央下部に同色の「濱田縣」と印刷されている。木版印刷と思われる。本書は本文が八五葉から成り、二二二件が収められている。本号では、そのうち冒頭から順次、一六件を紹介する。

3 事件の番号および事件名は、筆者等が適宜付記した。

4 本書の各事件ごとに数個の印鑑があるが、判読可能な限りそれを下部に注記した。判読不能の印は「不明」と記した。



5 難読の地名(例、遼摩郡)について、下部にひらがなで注記した(「にま郡」)。

6 地名と人名については、旧漢字は適宜常用漢字に置き替えた。公式名称としての「濱田縣」はそのままとした。なお、個人情報保護の観点から、地名については一部を「□□・・」により伏せ、人名については氏を適宜置き替えて表記した。

7 本文中の年号につき、下部に西暦の年号を注記した。なお、一つの事件の中では最初に出てくるものにのみ記した。

8 住所と人名との間、本文中の但書など、半角を空けた。

9 『法令全書』の太政官布告や司法省布達は、「国立国会図書館デジタル化資料」によった。

## 二 個別事件についての注

(注1) 元は黒「忝」村、波「來濱」村と表記されている。

(注2) 本件の経緯については、加藤高「明治四(一八七二)年浜田県の海浜境「論地裁許」についての法社会学論(一)」『修道法学』第一四卷第二号(平成四年)が論じているが、そこに紹介されている裁許の読みを参考にした。

(注3) 「捨状」は、「譲り状」のことか。語釈は辞書には見あたらなかった。

(注4) 明治六年太政官布告第九十二号(三月七日)(布)「金穀貸付ノ証文中ニ相当ノ利息又ハ利息トノミ記載致シ候者等間々有之裁判上不都合

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について(一)

二候条今後右様ノ類法律上ノ利息ハ金高一ヶ年ニ付利息百分ノ六ニ定メ裁判致シ候条此旨可相心得事(『法令全書』七五頁)。なお、欄外上部に「十年第六十六号布告第六十六号(九月十一日 輪郭附)

因みに、明治十年太政官布告第六十六号(九月十一日 輪郭附)は、「利息制限法左ノ通相定候条此旨布告候事」として五カ条を定めている。それによると、

第一条 凡ソ金銀貸借上ノ利息ヲ分テ契約上ノ利息ト法律上ノ利息トス

第二条 契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ヘキ所ノ利息ニシテ元金百円以下ハ一ヶ年ニ付百分ノ二十(二割)百円以上千円以下百分ノ十五(一割五分)千円以上百分ノ十二(一割二分)以下トス若シ此限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限ニマテ引直サシムヘシ

第三条 法律上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ利息ノ高ヲ定メサル旨裁判所ヨリ言渡ス所ノ者ニシテ元金ノ多少ニ拘ラス百分ノ六(六分)トス

第四条 第二条ニ依リ定限利息ノ外総テ人民相互ノ契約ヲ以テ礼金棒利等ノ名目ヲ用ル者アルトモ総テ裁判上無効ノ者トス

第五条 返還期限ヲ違フルトキハ負債主ヨリ債主ニ対シ若干ノ償金罰金違約金料等ヲ差出スヘキ事ヲ約定スル事ガアルトモ概シテ損害ノ補償ト看做シ裁判官ニ於テ該債主ノ事実受ケタル損害ノ補償ニ不当ナリト思量スルトキハ之レニ相當ノ減少ヲ為ス事ヲ得

三三八(三三八)

(注) ○内の数字は割注) (法令全書) 六三(六四頁)

(注5) 明治六年司法省布達第百七十四号(十月二十八日)「明治六年当省第三拾八号金穀貸借利息之儀裁判決定迄算計可致旨及布達置候処右ハ貸借ノ金穀返済ノ日又ハ身代限配当金処分迄之日迄利息ヲ算計致シ候儀ト可相心得候此旨布達候事」(法令全書一七三八頁)。

なお、右布達で言及されている同三十八号(三月十七日)「金穀貸借利息之儀従前之仕来ニテ出訴前月迄ノ分而已計算致来候処以来ハ裁判決定迄ノ利息ヲモ計算可致事」(法令全書一七二四頁)とあり、欄外上部に「第百七十四号ニ依り消滅」の注記がある。

(注6) (注5)の「第百七十四号」は、「第四十三号」を朱点で抹消し、その右横に書き加えられている。司法省布達第四十三号は、利足(息)について規定しているが、貸金のそれについてでないため、誤った引用として抹消したものと思われる。

(注7) 明治五年太政官布達第百三十七号(十月二十二日)(布)「平民相互ノ金銭貸借慶応三年丁卯十二月晦日以前二係ル者ハ一般裁判ニ不及明治元年戊辰正月元日以後ノ分ハ裁判ニ及候事」(法令全書二二六頁)。なお、欄外上部に「六年太政官九号参看」の注がある。

明治六年太政官第九号(一月十三日)(布)「昨壬申歳第百三十七号平民相互金穀貸借慶応二年丁卯十二月晦日以前二係ル者一切不及裁判旨及布告候処動産(金銀衣服家什等ノ搬運スヘキ物を云フ)不動産(土地家屋等ノ搬運スヘカラサル物ヲ云フ)ヲ質物ニ取候分ハ右期日以前二係ルト雖モ取上及裁判候条此旨相違候事」(法令全書一一

頁)。欄外上部に「七年第七十六号布告参看」とあり、

明治七年太政官第七十六号(七月十四日輪廓附)は「明治六年一月第十八号布告地所質入書入規則左之通増補候条此旨布告候事」として、地所質入書入規則増補第十六条一従前取結ヒタル質入書入ノ約定ニテ明治六年七月三十一日前二期限ヲ過去リタル分ニテ債主ニ於テ貸金返済方ニ付延期ノ勘弁ヲ加フル者ハ来十月三十一日迄ニ其地所所管ノ戸長役場へ届出地所質入書入規則第九条ニ準シ與書割印ヲ受クヘシ若シ右日限内與書割印ヲ受ケスシテ後日其証書ヲ以テ訴訟ニ及フ時ハ質入書入ノ証拠ニハ相立サルニ付裁判上難売分配ノ時ハ先取ノ權利ヲ失ヒ質入書入ナキ貸借同様ノ処分ニ及フヘキ事」(法令全書六八頁)とある。

(注8) 早損とは、ひでりの為め作物の損害。違作とは、ふさく、凶作。『増補字源』による。

(注9) 大森代官所は、徳川幕府が石見国(現在の島根県西部地方)を三分し、近世以降、東部とその周辺の地は銀山料として幕府の直轄地となり、幕府が派遣する大森代官が支配した。大森代官所はその役所。なお中部は浜田藩領、西部は津和野藩領となった。

#### 四 担当裁判官の略歴

『自明治四辛未年  
至 八年 訴訟審判録 聴訟課』（第壹号）所取事件の担当官員略歴表（五〇音順）

番号	押印者	氏名	出身(地)	生年月日	任解・進退等
1	佐藤	佐藤 信寛 通称 寛作 権令、後に 島根県令	山口県土族 元萩藩士族	文化一三（一八 一六）年 十一月二七日	明治三年一〇月二四日 任県権知事 同 八年 六月一五日 兼任五等判事 同 九年 四月一七日 依願免兼任 同 九年 四月 濱田県の島根県合併 同 三三（一九〇〇）年 二月一五日 歿
2	渡邊	渡邊 積 参事	浜田県土族 元津和野藩 元同藩権参事	天保二三（一八 四二）年 二月七日	明治四年 一月一五日 任県権参事 同 八年 六月一五日 兼任六等判事 同 九年 四月一七日 依願免兼任 同 九年 四月 濱田県廃県 同 一二（一八七九）年 美濃郡長
3	高島	高島 士駿 通称 律造 大属	島根県土族 元鳥取藩	天保七（一八三 六）年 六月一四日	明治二年 四月一八日 口達 隠岐国八等官出仕 聴訟断獄方申付 同 二年一〇月一三日 口達 任大森県大属 同 四年 二月一三日 当分大森出張所詰 同 四年 二月一七日 任浜田県典事 同 八年 四月二五日 学務課兼務申付 同 九年 二月二八日 兼任一級判事補 同 九年 三月二〇日 補浜田県七等出仕 同 九年 四月一七日 兼任七等判事

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について（一）

三八六（三八六）

ハ資料

修道法学 三六卷 一号

三八五(三八五)

6	5	4
田坂	山縣	久保
田坂 退臧 權少属	山縣 眞幸 權少属	久保 庸臣 權少属
山口県士族 元山口藩	浜田県士族、後 島根県士族 元津和野藩	浜田県士族 元津和野藩 元津和野藩權少 属
天保三(一八三 二)年二月七日	弘化四(一八四 七)年八月一九 日	
<p>明治六年 四月三〇日 任浜田県史生 聽訟課申付</p> <p>同 七年 四月二三日 任同県權少属</p> <p>同 八年 一月一七日 聽訟課専務断獄掛兼務</p> <p>同 八年一〇月二八日 任浜田県少属</p> <p>同 九年 四月 浜田県廃県</p>	<p>明治四年一〇月二日 浜田県史生試補</p> <p>同 四年一〇月一五日 貫属掛兼務断獄掛</p> <p>同 四年一月三日 断獄掛専務</p> <p>同 八年 一月一七日 断獄掛専務聽訟課兼務</p> <p>同 八年 六月一九日 任浜田県少属</p> <p>同 九年 一月五日 任浜田県權中属</p> <p>同 九年 三月一四日 兼任四級判事補</p> <p>同 一二年 五月 六等警部</p>	<p>同 一二年 五月 七等警部(杵築警察署)</p> <p>同 二年 五月</p> <p>同 九年 四月 浜田県廃県</p> <p>同 九年 三月 兼任四級判事補</p> <p>同 九年 一月五日 断獄掛専務</p> <p>同 八年 二月二日 任県少属</p> <p>同 八年 一月一七日 聽訟課専務断獄掛兼務</p> <p>同 六年 三月 四日 同県史生</p> <p>同 六年 三月 四日 聽訟課申付</p> <p>同 五年 正月 二日 浜田県判任出仕</p>

番外	10	9	8	7
尾木	諸岡	井川	石田	井関
尾木 方倫 通称 忠造	諸岡 良佐	井川 精一	石田 速夫	井関 確 十五等出仕
山口県士族 元山口藩	茨城県平民	浜田県士族 後 鳥根県士族	浜田県平民、後 鳥根県平民	浜田県士族 元津和野藩
年令失ス	安政二(一八五 五)年二月二 二日	嘉永五年(一八 五二)年七月一 七日	嘉永四(一八五 一)年一月四 日	嘉永元(一八四 八)年六月二七 日
同 四年 二月二〇日 聴訟掛	明治三年閏一〇月一四日 浜田県出仕 権少属試補 任県権少属 訟獄掛申付	同 九年 四月 四日 県史生 浜田県廃県 八等警部(鳥取警察署)	同 九年 一月 五日 任県史生 同 九年 四月 浜田県廃県 九等警部(浜田警察署)	同 五年 二月 舎長差免 同 七年 四月 補県十五等出仕(庶務課) 同 八年 四月二九日 任県史生 同 八年 六月二五日 聴訟課(免庶務・警察掛専務) 同 八年 一月一〇日 任県権少属(兼五等警部)
同 四年 二月二〇日 聴訟掛	同 九年 四月 浜田県廃県	明治八年 一月一七日 補県十五等出仕 聴訟課	明治八年 六月二七日 補兼十五等出仕 聴訟課申付	明治四年一〇月 舎長申付

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について(一)

三八四(三八四)

同 五年 四月一八日 深津県(現広島県)  
出仕申付

出典 「内閣文庫」所収『府県史料』マイクロ・フィルム第二七六巻 島根県(二二)『濱田縣官員履歴 明治八・九年』明治八年一月ヨリ明治九年四月 廃県

ニ至ル濱田県官員・新任三四人、免官他転任出仕者一〇人等による。

『明治十二年五月一日改 島根県職員録』島根県立図書館所蔵による。

なお、明治九年四月に濱田県は島根県と合併し、現在に至っている。

〔執筆者紹介〕

矢野 達雄 広島修道大学法学部教授(日本法制史)

加藤 高 広島修道大学 名誉教授(民法、日本法制史)

紺谷 浩司 広島大学名誉教授(民事訴訟法、司法制度論)

追記 原稿提出後、濱田縣廳訟課時代の裁判官であった者のうち、その後の動向について、島根県立図書館郷土資料室の資料により判明したところを略記

する。

整理番号4 久保庸臣 明治二八年一月二〇日 西郷警察署長

5 山縣眞幸 明治一七年八月二〇日 美濃郡長

明治三〇年一月二五日 全右

9 井川精一 明治一七年八月二〇日 松江警察署

明治三〇年一月二五日 安濃郡長

高島士駿を除き、前記三名はいずれも旧津和野藩士であった。